人吉市　総合事業

その他の留意点

●　サービス提供表（計画分）は、前月中に包括へ必ず提出してください

●　訪問型サービスＡ（簡易生活支援事業）の利用基準

（利用条件）

・対象者・・・事業対象者、要支援者

・利用届・・・市へ提出が必要（市ホームページ掲載）

・訪問型サービス（国基準・市独自基準）との併用不可（基準変更点）

●　総合事業の初回加算の取扱い

**（訪問型サービス初回加算）**　　　　★総合事業Ｑ＆Ａ【問14】掲載

初回加算が算定ができるのは以下の場合

①　利用者が過去２ヶ月以上、当該事業所からサービスを受けていない場合

　②　要介護→要支援、要介護→事業対象者　となった場合

以下の場合は初回加算算定できません

・予防給付サービス→総合事業サービス移行の場合

**（介護予防支援・介護予防ケアマネジメント費）**　★総合事業Ｑ＆Ａ【問13】掲載

初回加算が算定ができるのは以下の場合

　①　過去２ヶ月以上、介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費の算定がない場合で介護予防サービス・支援計画を作成した場合

　②　要介護→要支援、要介護→事業対象者　となった場合

以下の場合は初回加算は算定できません

・要支援認定者が認定更新をして、総合事業サービスを利用した場合

・要支援者→事業対象者、事業対象者→要支援者　となった場合

・予防給付サービスを使うことになり、プラン代の扱いが変わる場合

　　　　　　　　　　　　（介護予防支援費⇔介護予防ケアマネジメント費）